

**[開設期間]** 2月16日(水)～3月15日(火) ※(土)(日)(祝)等を除く(2月20日(日)・27日(日)は開設)  
**[受付時間]** 9:00～16:00 **ご注意ください!**

～ 申告書作成会場での感染症対策にご協力ください ～

- ①ご来場される際は、マスクの着用をお願いします。  
(マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。)
- ②咳・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ③筆記用具は用意していませんので、ボールペンや計算器具をお持ちください。

- ・入場には「入場整理券」が必要です。
- ・入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ・長時間お待ちいただく場合やご入場できない場合があります。
- ・お越しの際は、関係書類や前年分の申告書の控え等を持参ください。
- ・納付手続、納税証明書の発行および相続税の相談は行っていません。
- ・ご不明な点について質問や確認をしていただき、ご自身のスマホまたは会場内のパソコンを使って申告書等を作成していただきます。

**感染防止の観点からも、ご自宅から『e-Tax』をご利用ください!**

スマホを利用したe-Taxは、1月から、「スマホ専用画面の対象が拡大」することや「スマホカメラで源泉徴収票を読み取る」ことができるようになるなど一層簡単で便利になりました。

e-Taxを利用した確定申告には、「マイナンバーカード」または「ID・パスワード」が必要です(スマホはマイナンバーカード読取対応の機種に限ります。。「ID・パスワード」は、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、お近くの税務署で発行してください。※(土)(日)(祝)除く

e-Tax以外の方法で申告書を提出される場合は、郵送または税務署窓口へ直接お持ちください。作成済みの申告書は、2月15日以前でも提出できます。

申請書作成はこちら→



●令和3年分の申告期限、納期限等について

税目など	申告および納期限	口座振替日
申告所得税および復興特別所得税	3月15日(火)	確定分 4月21日(木)
		延納分 5月31日(火)
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(木)	4月26日(火)
贈与税	3月15日(火)	

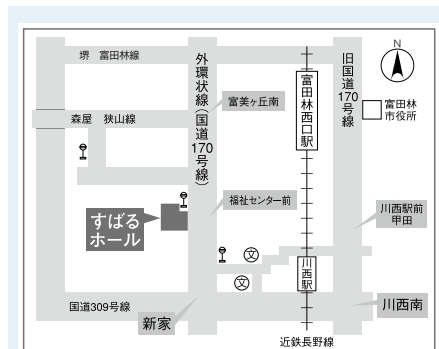
- ・国税は、申告した税額等に基づき納税者ご自身で納付の期限(納期限)までに納付していただく必要があります。
- ・詳細は、右記QRコードからご確認ください。

国税庁ウェブサイト  
「国税の納付手続」



●問合せ

<p><b>「確定申告書等作成コーナー」の使い方</b> (事前準備、送信方法、エラー解消など) 問 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901 (全国一律市内料金) [受付] (月)～(金) 9:00～17:00 ※(土)(日)(祝)・12月29日～1月3日除く</p>	<p><b>消費税のインボイス制度</b> (詳細は国税庁ウェブサイト「インボイス制度特設サイト」から) 問 消費税軽減税率電話相談センター ☎ 0120-205-553 (通話料金無料) [受付] (月)～(金) 9:00～17:00 ※休祝日除く</p>	<p><b>マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダーの設定など</b> 問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178 (通話料金無料) [受付] (月)～(金) 9:30～20:00 (土)(日)(祝) 9:30～17:30</p>
<p><b>上記以外</b> 問 富田林税務署 ☎ 0721-24-3281 (音声案内に従い番号を選択してください。)[受付] (月)～(金)※(土)(日)(祝)除く 「0」確定申告に関する問合せ(確定申告電話相談センター) 「2」その他の問合せ(税務署職員) ※3月15日まで 「1」確定申告以外の一般的なご相談(電話相談センター) 「3」消費税の軽減税率制度に関するご相談(電話相談センター)</p>		



**すばるホール**

《所在地》富田林市桜ヶ丘町2番8号  
《交通》近鉄長野線川西駅から徒歩8分／南海小金台2丁目バス停から徒歩8分／近鉄富田林駅からレインボーバス「すばるホール」で下車  
《問合せ》富田林税務署  
☎ 0721-24-3281 (代表)  
※自動音声によるご案内です。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話による問合せはお受けできません。

●医療費控除について

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付によって医療費控除を受けることができません。※「医療費控除の明細書」は、国税庁ウェブサイトからダウンロード可。

●年金所得者の申告手続の簡素化

公的年金等に係る雑所得を有する方で、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告が不要となります。※この場合であっても、医療費控除等による所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

## 市府民税、軽自動車税の申告など

〈市・府民税の申告〉 令和4年度の申告受付を行います。感染症拡大防止のため、申告書の提出は郵送でのご協力をお願いします。

[受付] 2月16日(水)～3月15日(火) ※(土)(日)(祝)を除く  
9:30～12:00 / 13:00～16:30

[会場] 市役所本庁1階ロビー

[郵送先] 〒583-8585 誉田 4-1-1 税務課市民税担当宛

①申告に必要な書類等を必ずご持参ください。

(例) 給与・年金の源泉徴収票、生命保険等の控除証明書

②医療費の申告をされる方は合計額計算および明細書をご準備ください。

※市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園および幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。また、申告書が届いた方で前年中に無職、無収入の方も申告にご協力ください。

※上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等の課税方式選択が所得税確定申告のみで申告手続きが完結するよう簡素化されました。詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

※ご自身で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本館1階ロビーの受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

### ●申告が必要な方

本市在住(令和4年1月1日現在)で、前年中に所得があり、税務署の確定申告書提出義務のない方や勤務先から給与支払報告書が提出されていない方。

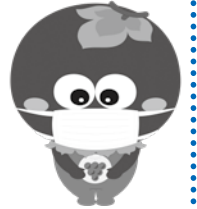
(例) ・2カ所以上から給与の支払いを受けていた方。

・公的年金受給者で年金以外に収入がある方。

・公的年金受給者で各種控除を受けようとする方。

※ワンストップ特例制度を適用されている場合であっても、医療費等があり申告を行う場合は、ふるさと納税寄付分(ワンストップを含む)も併せて申告する必要があります。

申告会場では、新型コロナウイルス感染症等による感染拡大防止の観点から感染症対策(検温の実施、消毒液・パーテーションの設置等)を実施します。申告会場へお越しの際は、感染症対策(手洗い、マスク着用等)にご協力ください。また、申告会場でのコロナ禍による「3密」を回避するため、ご自身で作成していただき郵送による申告にご協力くださいますようお願いいたします。



### ●市・府民税申告書

前年中に申告をされた方に令和4年度市・府民税申告書を順次発送いたします。(申告書は、市民税窓口・支所・申告会場・市ウェブサイトからダウンロード・郵送でも取得できます。)

また市ウェブサイトより市・府民税申告書が作成できます。詳細は「羽曳野市税額シミュレーション」と検索してご覧ください。

【問合せ】税務課 市民税担当

## 〈バイクや軽自動車などの異動申告〉

軽自動車税は、4月1日現在登録されている所有者(使用者)に課税されます。バイクや軽自動車などを廃車・名義変更するとき、所有者(使用者)が転出するときは、表の区分により手続きをしてください。(4月2日以降に廃車や名義変更により譲渡した方は、令和4年度の軽自動車税がかかりますのでご注意ください。)

※市への手続きで必要書類がご不明な場合は、市ウェブサイトをご確認いただくか、税務課までお問い合わせください。

※盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を出すとともに、市役所税務課にも届け出てください。

※3月下旬は大変混雑することが予想されますので、余裕をもってお手続きください。

申告区分	受付場所	必要な書類など
原動機付自転車など	市役所税務課 (本館1階8番窓口)	申告済証・ナンバープレート・譲渡証明書(名義変更の場合)・届出者の本人確認書類・委任状(同一世帯員以外が申請する場合。同一世帯でも転出している場合は委任状が必要。)
軽二輪 小型二輪 など	近畿運輸局 大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 (和泉市上代町官有地) ☎050-5540-2060	左記事務所にお問い合わせください。
軽自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所 (和泉市伏屋町1-13-3) ☎050-3816-1842	左記事務所にお問い合わせください。

※一部の三輪・四輪の軽自動車については、令和4年度から税額が変わる場合があります(重課等)。詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

【問合せ】税務課 課税総務担当

## 〈新築・増築家屋の訪問調査〉

新築・増築された家屋の固定資産税額を算出するため、訪問調査を行っています。家屋全体(収納スペースを含む)が調査の対象となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、登記申請をされずに家屋を新築・増築・取壊したときは、届出書の提出が必要です。

※訪問調査は、事前に日程を通知した上で、身分証を携帯した評価補助員(税務課職員)が行います。不審に思われたときは、身分証を確認していただくか、税務課までお問い合わせください。

【問合せ】税務課 固定資産税担当

